

# 「厚生基金法」

日本貿易振興機構(ジェトロ) バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力: Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

## 厚生基金法

### 第一条

この法令を「仏暦二五三〇年(西暦一九八七年)厚生基金法」と呼ぶ。

### 第二条

この法令は官報による告示日の翌日から施行する。

### 第三条

この法令において、

「基金(ゴートゥン)」とは、被雇用者及び使用者が合同で設立し、この法令に基づき登記した厚生基金を意味する。基金は被雇用者が死亡した、または離職した、基金から脱退した場合に、被雇用者への保障とするため、被雇用者が積み立てた金銭、使用者が拠出した金銭、寄贈者からの金銭またはその他財産、及びそれら金銭、財産より生じる利得からなる。

「賃金(カーチャーン)」とは、その規定、計算、または報酬支払い方法の如何、及びその名称の如何にかかわらず、労働の報酬として使用者が被雇用者に支払う金銭を意味する。ただし超過勤務手当、休日出勤手当、その他労働のために被雇用者に対し使用者が控除した、あるいは追加した金銭または利得は含まない。

「使用者(ナーイチャーン)」とは、一般人、法人を問わず、賃金を支払うことで被雇用者を労働に就かせることに合意した者を意味する。

「被雇用者(ルークチャーン)」とは、文書による契約があるなしを問わず、賃金を受け取ることで使用者のために労働することに合意した者を意味する。

「登記官(ナーイタビヤン)」とは、大臣が厚生基金登記官として任命した者を意味する。

「係官(パナックガーンジャオナーティー)」とは、この法令に基づく執行のために大臣が任命した者を意味する。

「大臣(ラッタモントリー)」とは、この法令の主務大臣を意味する。

### 第四条

大蔵大臣がこの法令の主務大臣であり、登記官、係官を任命する権限、この法令の執行のために省令及びその他規約を発令する権限を有する。

省令は官報による告示をもって施行することができる。

## 第一章

### 設立

### 第五条

基金は被雇用者と使用者が合意したときに設立することができる。その基金の定款で規定した原則に従い、被雇用者は積立金を、使用者は拠出金を納付する。

基金は、被雇用者が死亡した、離職した、基金を離脱した場合の被雇用者に対する保障という目的がなければならない。

#### 第六条

被雇用者と使用者が第五条に基づき基金の設立で合意したとき、省令が規定した原則及び方法に従い、登記官に登記を申請する。

この法令が施行になる前に設立された被雇用者厚生基金は、もしこの法令に基づく目的を有するときは、第一段落に従って遂行する。

#### 第七条

基金は登記後、法人となる。

#### 第八条

基金の登記申請において、もし第六条の規定に従ってすべて遂行し、第九条に基づく正しい定款があり、その定款が法律または基金の目的に反しないとき、登記官は登記を受け付けることができ、その基金に登記証明書を発行する。

登記官は官報で基金の登記を告示する。

#### 第九条

基金の定款には少なくとも以下の項目がなければならない。

(一)冒頭に「厚生基金(ゴーンタウン・サムローン・リアンチープ)」、末尾に「登記済み(スン・ジョッタピアン・レーオ)」の語句がある名称。

(二)事務所設置場所。

(三)目的。

(四)加入者の加入方法及び脱退方法。

(五)基金理事会の理事数、選出、任期、離任、会議の方法に係る規定。

(六)基金に納付しなければならない被雇用者の積立金、使用者の拠出金に係る規定。

(七)被雇用者が受け取ることのできる利益計算の原則及び方法に係る規定。

(八)被雇用者が資格を喪失したときの、あるいは第二五条に基づき基金が解散したときの支払い原則、方法及び期間に係る規定。

(九)基金の経営における出費に係る規定。

(一〇)総会に係る規定。

(一一)その他省令の規定に基づく事項。

基金の定款の改定または増補において、基金理事会は改定の決定から一五日以内に登記申請し、

登記官が登記を受け付けるまで発効しない。

#### 第一〇条

賃金支払いがあるごとに、被雇用者は、使用者が賃金から控除することにより基金に積立金を納付し、使用者は基金の定款に規定されたレートに従い拠出金を基金に納付する。ただし定款においては賃金から控除する積立金の規定を賃金の三%以上、一五%以下のレートとしなければならない。また使用者が基金に納付する拠出金は被雇用者の積立金額以上、ただし賃金の一五%以下とする。

被雇用者と使用者は、基金に納付する積立金また拠出金を、大臣の承認のもとに、第一段落の規定を超えるレートとすることで合意することもできる。

使用者は賃金支払い日から三勤務日以内に第一段落に基づく金額を基金に納付する。三勤務日より積立金、拠出金の納付が遅れた場合は、使用者はその遅れた期間にわたり該当する積立金、拠出金額の月五%の利子にあたる割増金を基金に支払う。

#### 第一一条

基金は被雇用者が選出した代表者及び使用者が任命した代表者からなる基金理事会を有する。基金理事会は基金の通常業務を監督する義務を有し、基金マネージャーを任命する権限を有する。また外部の者に関する業務において基金を代表する。これらの業務のため基金理事会は文書をもって一人の理事、または複数の理事をして代行させることもできる。

基金マネージャーの任命または理事の変更において、基金理事会はその任命または変更のあった日から一四日以内に登記申請する。

### 第二章

#### 基金の運営

#### 第一二条

大臣は基金の運営一般について監督指揮する権限を有し、基金マネージャーに事実関係を示す、基金運営に係る報告を作成するよう命令する。また大臣は登記官または係官に基金運営に係る事実関係を調査するよう命じる権限を有する。

ある基金マネージャーが基金に被害をもたらすような運用をしていると大臣が判断した場合は、大臣はその基金マネージャーに解決または当該行為を中止するよう命令する、あるいはその基金マネージャーの解任を命令する権限を有する。

第一段落、第二段落に基づく執行のため、大臣はタイ国銀行に執行を代行させることもでき、またこの法令に基づく執行のためタイ国銀行の職員を係官に任命することを、タイ国銀行に委任することもできる。

#### 第一三条

基金の運営は使用者ではなく、省令の規定に基づく資格があり、大臣によって認可された者により遂行されなければならない。

#### 第一四条

基金の運営及び運営費用は省令が規定する原則、方法、条件に従う。

#### 第一五条

使用者は基金の財務または資産に係る帳簿及び書類を、自身の財務または資産に係る帳簿及び書類からはっきりと分離する。

#### 第一六条

基金マネージャーは、被雇用者個々が受けとることのできる利益とともに、被雇用者の積立金、使用者の拠出金の合計を示すレポートを作成し、被雇用者に対し年二回以上通知する。

#### 第一七条

登記官は基金マネージャーに対し、規定に基づいた期限あるいは回数に従い、報告を提出させる、または書類を提示させることができ、その報告または書類について基金マネージャーに説明させることもできる。

基金マネージャーは、第一段落に基づく提出、提示、補足説明した報告または書類を完全に事実と一致させなければならない。

#### 第一八条

基金マネージャーは登記官が規定した様式に従い基金の財務状況を示す帳簿を作成しなければならない。帳簿が正しいことを示す関連書類を保管しておかななければならない。

基金マネージャーは省令が規定した原則、方法、条件に従い、大臣に基金の財務状況を報告する。

#### 第一九条

基金マネージャーは毎年会計監査を用意し、基金の会計期末日から一二〇日以内に、総会に会計監査人の監査報告と共に損益計算書を提出しなければならない。

総会が損益計算書を承認したとき、その承認後三〇日以内に謄本一式を登記官に送付するとともに、被雇用者が確認できるように基金事務所に掲示しなければならない。

#### 第二〇条

基金マネージャーは以下のとき、契約が切れる前に離任する。

- (一) 第一二条第二段落に基づき大臣が解任を命じた。
- (二) 第一三条に基づく資格を欠いた。

(三)基金または基金マネージャーが契約終了を申し渡した。

(四)第二五条に基づき基金が解散した。

## 第二一条

基金マネージャーが離任した場合、基金マネージャーは離任から七日以内に、基金の金銭またはその他資産を帳簿、関係書類と共に基金理事会に提出する。

第二〇条(四)に基づき離任した場合を除き、基金理事会は離任から三〇日以内に新たな基金マネージャーを任命し、任命から一四日以内にその任命を登記官に通知する。

## 第二二条

被雇用者及び使用者は、基金事務所において勤務時間内に、基金の帳簿及び書類の閲覧を求めることができる。

## 第三章

### 基金からの給付・基金の解散

## 第二三条

被雇用者が基金の解散ではない事由により資格を喪失したとき、基金の定款に規定された原則、方法に従い、基金マネージャーは基金からその被雇用者に給付する。給付は資格喪失から三〇日以内に一回ですべてを支払う。

死亡により資格を喪失した場合は、もしその被雇用者が遺言または文書で基金マネージャーに対し基金からの受取人を指定していなかったとき、あるいは指定していた者が先に死亡していたとき、第一段落に基づく基金からの給付は以下の原則に基づき行われる。

(一)子が二の比率で受け取る。ただし死亡者に子が三人以上いる場合は三の比率で受け取る。

(二)夫または妻が一の比率で受け取る。

(三)父母、あるいは存命中の父または母が一の比率で受け取る。

もし死亡者に(一)(二)または(三)に該当する者がいない、あるいは該当する者がいたが先に死亡していたとき、第二段落で規定した比率に基づき、残った存命中の者だけで配分する。

もし死亡者に第二段落に基づく者がまったくいない、あるいは法定相続人がいないときは、基金の定款に基づき管理するため基金に帰属する。

[注/受け取り比率は子が二人までなら、子が五〇%、夫または妻が二五%、父母が二五%。子が三人以上の場合には子が六〇%、夫または妻が二〇%、父母が二〇%となる]

## 第二四条

第二三条の規定下において、基金からの給付請求権は譲渡できず、訴追の対象とならない。

#### 第二五条

基金は以下のとき解散する。

- (一) 使用者が事業を清算した。
- (二) 総会で解散を決定した。
- (三) 基金の定款が解散を規定した場合に至った。
- (四) 第二七条に基づき大臣が解散を命じた。

複数の使用者が参加した基金の場合、何人かの使用者が事業を清算した、あるいは基金から脱退したとしても、基金の解散の事由にはならない。ただし基金の定款に解散の事由として規定されている場合はその限りではない。

第二段落に基づくケースがあった場合、基金理事会は数人の使用者が事業を清算した、または基金から脱退した日から七日以内に登記官に通知し、その使用者の使用者及び被雇用者の資産についてのみ、基金の定款で規定された方法により清算する。清算が終わった後、清算から七日以内に登記官に通知する。

#### 第二六条

基金が第二五条(一)(二)または(三)に基づき解散したとき、基金理事会は解散から七日以内に登記官に通知するとともに、解散から三〇日以内に清算を開始し、一五〇日以内に終了する。ただし大臣がしかるべき期間の延長を認める必要がある場合はその限りではない。

#### 第二七条

大臣は以下の場合に基金の解散を命じる権限を有する。

- (一) これまでの経緯から基金の運営が設立目的または法律に反すると判断した。
- (二) これまでの経緯から基金の業務がどんな事由にせよ継続できないと判断した。

大臣の命令は最終的なものとし、登記官が大臣の命令があった日から七日以内に基金に対し文書でその命令を通知する。

第一段落に基づく大臣の解散命令があったとき清算が行われ、大臣が清算人を任命する。

#### 第二八条

基金が第二五条に基づき解散したとき、登記官は官報によりこれを告示し、基金の事務所または登記官の事務所にその告示を掲示する。

#### 第二九条

基金の清算においては民商法典の合名会社、合資会社、株式会社の清算についての規定を準用する。

清算期間中、もし清算人が適当と認めた場合、被雇用者に部分的な支払いを先に行うことができる。

清算が終了したとき、清算終了から三〇日以内に残りの額を被雇用者に支払う。もし残金があれば基金の定款の規定に従い処理する。

清算費用及び報酬は基金の資産から支払われる。

#### 第四章

##### 係官

#### 第三〇条

基金運営の調査に資するため、登記官及び係官は以下の権限を有する。

(一)通常勤務時間に基金の資産及び負債の運営について調べるため、基金の事務所または基金マネージャーの事務所に立ち入る。

(二)理事、基金マネージャー、または基金の運営に係る業務を有する担当者に、基金の帳簿またはそのたの証拠を送付、あるいは提示するよう命じる。

(三)基金運営に係る事実関係(二)を調べるため該当する者を召喚する。

#### 第三一条

任務遂行において登記官及び係官は関係人に身分証明証を提示しなければならない。

登記官及び係官の身分証明証は省令が規定する様式に従う。

#### 第五章

##### 罰則規定

#### 第三二条

冒頭に「厚生基金(ゴーンタウン・サムロン・リアンチープ)」、末尾に「登記済み(スン・ジョッタピアンレーオ)」のタイ字名称のない基金、あるいは外国語の名称だが同様の名称を、社印、看板、レター、通知書、または基金の業務にかかるその他の書類に使用していない基金は、五千バーツ以下の罰金に処する。

#### 第三三条

この法令に基づく基金でないにもかかわらず、冒頭に「厚生基金(ゴーンタウン・サムロン・リアンチープ)」、末尾に「登記済み(スン・ジョッタピアンレーオ)」のタイ字名称を使用した者、あるいは外国語で同様の名称を、社印、看板、レター、通知書、またはその他の業務にかかる書類で使用した者は、五千バーツ以下の罰金、及びその使用をやめるまで一日当たり五百バーツの罰金に処する。

#### 第三四条

第一一条第二段落、第一三条、第二一条第二段落、第二五条第三段落、第二六条に従わない基金

理事会は、一万バーツ以下の罰金に処する。

#### 第三五条

第一二条に基づく大臣命令、または第一四条に基づき発令された省令、あるいは第二三条に従わない基金マネージャーは、五万バーツ以下の罰金に処する。

#### 第三六条

第一三条に基づき大臣の認可を得ずに基金を運営した者は、十万バーツ以下の罰金に処する。

#### 第三七条

第一五条に従わなかった使用者は、二万バーツ以下の罰金に処する。

#### 第三八条

第一六条、第一七条、第一八条、第一九条に従わなかった基金マネージャーは、一万バーツ以下の罰金に処する。

#### 第三九条

第二一条第一段落に従わなかった基金マネージャーは、五万バーツの罰金、及び従うまでの期間一日当たり一千バーツの罰金に処する。

#### 第四〇条

第三〇条に基づく登記官及び係官の任務遂行において、その命令に従わない者、妨害する者、便宜を供しない者は、五千バーツの罰金に処する。

#### 第四一条

基金理事会が第三四条に基づく違反をおかした場合、理事全員が違反者と見なす。ただし、ある理事がその違反に関与していなかった、あるいはその違反が生じないようにしかるべき処置を施していたと証明できるときはその限りではない。

#### 第四二条

この法令に基づく違反において、大臣が任命した委員会は刑事訴訟法典第三八条に基づく略式命令を下す権限を有する。

第一段落に基づき大臣が任命した委員会は三人からなり、そのうちの一人は刑事訴訟法典に基づく捜査官でなければならない。

委員会が略式命令を下し、容疑者が委員会が規定した期間中に略式命令に基づく料金を払ったとき、その事件は終結する。

#### 第四三条

この法令に基づく違反について、もし登記官または係官が違反行為を見つけたときから一年以内に、あるいは違反行為から五年以内に起訴しなかった、または第四二条に基づき略式命令委員会に送付しなかった場合は時効とする。

仏暦二五三〇年〔西暦一九八七年〕厚生基金法に基づく省令(仏暦二五三二年〔西暦一九八九年〕)

仏暦二五三〇年厚生基金法第四条、第六条に基づく権限下に、大蔵大臣は以下の省令を発令する。

#### 第一項

第五条に基づき設立された基金の登記申請において、基金理事会は第四項の規定に基づく証拠書類と共に登記官に申請する。

#### 第二項

#### 第三項

省略(仏暦二五三〇年〔西暦一九八七年〕厚生基金法の施行前に設立された被雇用者厚生資金の基金登記規定)

#### 第四項

厚生基金の登記申請には、大蔵大臣または大蔵大臣が委任した者の了承下に、財政局長が規定したところに基づく報告及び証拠書類がなければならないが、少なくとも以下の報告及び証拠書類からなる。

(一)申請年月日。

(二)基金設立で合意した被雇用者及び使用者に係る人数及び詳細なデータ。また基金の初期資金に係る詳細。

(三)会計監査人に係る詳細なデータ。

(四)基金マネージャーに係る詳細なデータ。また基金と基金マネージャーが結んだ契約または合意内容の重要部分に係る詳細なデータ。

(五)基金の定款。

#### 第五項

この省令に基づく基金の登記申請は大蔵省財政局において行う。

(仏暦二五三二年六月二七日の官報による告示)

仏暦二五三〇年〔西暦一九八七年〕厚生基金法に基づく省令二号(仏暦二五三二年〔西暦一九八九年〕)

仏暦二五三〇年厚生基金法第四条、第一三条、第一四条、第一八条に基づく権限下に、大蔵大臣は以下の省令を発令する。

#### 第一項

この省令において、

「基金の資金(グン・コーン・ゴントウン)」とは、被雇用者が積み立てた資金、使用者が拠出した資金、寄付金、基金の財産から生じる利得を意味する。

「銀行(タナカーン)」とは、貯蓄銀行、厚生住宅銀行、農業・農業協同組合銀行及び王国内で営業する商業銀行を意味する。

「金融会社(ポリサット・グントウン)」とは、金融業・証券業・クレジットフォンシエ業法に基づく金融会社または金融証券会社を意味する。

「上場会社(ポリサット・ジョッタピアン)」とは、タイ国証券取引所法に基づき上場した会社、タイ産業金融公社、及び農業・商業・工業を振興するための借入に関する法律に基づき設立された金融機関を意味する。

「投資ユニット(ヌアイ・ロントウン)」とは、金融業・証券業・クレジットフォンシエ業法に基づく投資運用事業許可を取得した証券会社の投資運用プロジェクトの財産の一部で、ユニットに分けられ、しかも各ユニットは同額であるものを意味する。

#### 第二項

厚生基金マネージャーは投資運用事業認可を取得した金融会社または証券会社でなければならない。

[注 / 第二項は省令五号で改正されるため省令五号を参照]

#### 第三項

基金の資金運用は以下の原則、方法及び条件に従う。

(一)基金の資金は現金で保管する。あるいは定期預金ではない口座により銀行に預けることもできるが、合計して基金の資金の五%以下でなければならない。

(二)基金の資金または(一)を除いた部分の基金の資金は、政府債、政府機関債、政府短期証券のうちのある証券あるいは複数の種類の証券に投資できるが、合計して基金の資金の二〇%以下でな

なければならない。

(三)基金の(一)(二)を除いた残りの資金は以下のように運用する。

(a)銀行定期預金、銀行が裏書きした、または保証した為替手形または約束手形への投資は、銀行一行当たり基金の資金の五%以下、合計して三〇%以下とする。

(b)タイ産業金融公社が保証した為替手形への投資は、基金の資金の五%以下とする。

(c)金融会社発行の約束手形への投資は、一社当たり五%以下、及び/またはタイ産業金融公社発行の約束手形への投資は五%以下とし、合計で基金の資金の三〇%以下とする。

(d)(二)及び(e)を除いたタイ証券取引所に上場した証券、または上場企業の増資株、タイ証券取引所上場証券となる割当株の取得を計画している株式会社の株、タイ証券取引所に上場することになっている上場企業の社債への投資は、一社につき基金の資金の二%以下、合計で二〇%以下とする。

(e)投資ユニットへの投資は基金の資金の五%以下とする。

(f)厚生住宅銀行が発行した公債、または約束手形、その他大蔵大臣が官報で規定を告示した証券への投資は、基金の資金の一〇%以下とする。

[編集部注 / 第三項の内容は省令四号で改正されるため省令四号を参照]

#### 第四項

第三項(二)及び(三)に基づく証券の価格評価においては、投資額に加え、その証券を取得するためにブローカーに支払った手数料も含むものとする。

#### 第五項

第三項(二)以外の上場証券の売買は、タイ証券取引所内で行う。

#### 第六項

基金の定款が第三項に規定した以外の基金の資産運用を規定していない場合、以下について、基金マネージャーは基金理事会の承認なしに行うことができない。

(一)売却、交換、売り預け、抵当権設定、抵当権設定者に対する抵当権解除、不動産抵当権の名義変更、抵当権を設定できる動産の名義変更。

(二)民商法典またはその他の法律に基づく不動産に係る物権の設定、あるいはその全部または一部の取り消し。

(三)販売する、あるいは要求権として販売させる、土地物権を設定または移管させる、または土地から物権を取り消す制限条項を設ける。

(四)三年を超えて不動産を賃貸する、あるいは不動産をリースする。

(五)所有権を示す登記または書類のある動産の売却または交換。

#### 第七項

基金運用において第三項に規定された比率に係る条件に従っていないことが明らかになったとき、基金マネージャーは三〇日以内にその条件に従うよう解決する。

#### 第八項

基金運用における費用を以下のように規定する。

- (一)基金マネージャーの報酬は、第三項に基づく投資によって得た利得の一〇%以下とする。
- (二)手数料及び印紙税。
- (三)第六項に基づく資産運用による費用は、基金の定款の規定に従う。

#### 第九項

基金マネージャーは基金の財務報告及び営業報告を、大蔵大臣または大蔵大臣が委任した者の了承下に財務局長が規定した「コーチャー1」及び「コーチャー1・1」書式に基づき、報告しなければならない年の翌年一月二〇日までに、毎年、登記官に提出する。

#### 第一〇項

基金マネージャーは基金の運用報告及び運用報告に伴う詳細を示す報告を、大蔵大臣または大蔵大臣が委任した者の了承下に財務局長が規定した「コーチャー2」及び「コーチャー2・1」書式に基づき、報告しなければならない月の翌月二〇日までに、毎月、登記官に提出する。

#### 第一一項

第九項、第一〇項に基づく報告提出は大蔵省財政局において行う。

(仏暦二五三二年六月二七日の官報により告示)

仏暦二五三〇年〔西暦一九八七年〕厚生基金法に基づく省令三号(仏暦二五三二年〔西暦一九八九年〕)

省略(登記官及び係官の身分証明証規定)

仏暦二五三〇年〔西暦一九八七年〕厚生基金法に基づく省令四号(仏暦二五三四年〔西暦一九九一年〕)

仏暦二五三〇年厚生基金法第四条、第一四条に基づく権限下に、大蔵大臣は以下の省令を発令する。

第一項

仏暦二五三〇年〔西暦一九八七年〕厚生基金法に基づく省令二号(仏暦二五三二年〔西暦一九九一年〕)の第一項における「上場会社」の規定を廃止する。

第二項

仏暦二五三〇年〔西暦一九八七年〕厚生基金法に基づく省令二号(仏暦二五三二年〔西暦一九九一年〕)の第一項における「投資ユニット」の規定を廃止し、以下の内容に代える。

『「投資ユニット(ヌアイ・ロントゥン)」とは、金融業・証券業・クレジットフォンシ工業法に基づく投資運用事業許可を取得した証券会社の投資プロジェクトの財産の一部で、ユニットに分けられ、しかも各ユニットは同額であるものを意味する。』

[注 / 投資ユニットの定義は省令五号で再改正されるため省令五号を参照]

第三項

仏暦二五三〇年〔西暦一九八七年〕厚生基金法に基づく省令二号(仏暦二五三二年〔西暦一九九一年〕)の第一項に以下を追加する。

『「設置法を持つ国営企業(ラッタウィサー・ハキット・ティ・ミー・コットマーイ・チャボ・チャットタンクン)」とは、法令または革命団布告により設置された国営企業を意味する。

『「有価証券(トラサーン・サデー・シッティ・ナイ・ニー)」とは、国債、為替手形、約束手形、社債、その他同様の形態の証券を意味する。』

第四項

仏暦二五三〇年〔西暦一九八七年〕厚生基金法に基づく省令二号(仏暦二五三二年〔西暦一九九一年〕)の第三項の内容を廃止し、以下の内容に代える。

『第三項

基金の資金運用は以下の原則、方法、条件に従う。

(一)基金は以下の一つまたは複数に投資する、あるいは資産として保持する。

(a)現金または銀行預金。

(b)政府債、政府短期証券、タイ銀行債。

(c)設置法案を持つ国営企業の有価証券。

(d)大蔵省が元利保証した有価証券。

(e)銀行が保証、または裏書きした為替手形または約束手形。

(f)銀行発行の有価証券。

(g)(c)を除く予算法に基づき国営企業が発行した有価証券、またはタイ産業金融公社、金融会社、クレジットフォンシエが発行した有価証券。

(h)投資ユニット証券。

(i) 株式、社債、転換社債、ワラント。

(j) 大蔵大臣が官報告示により規定したその他資産。

(二)(一)(a)(b)(c)(d)(e)または(f)に基づく投資あるいは資産保持は、一種類または他種類であっても合計で基金の資産の六〇%以下とする。

(一)(b)または(c)に基づく投資においては、一種類または他種類であっても、大蔵大臣が官報告示で基金の資産に占める比率を規定することができる。

(三) 基金はある会社が発行した(一)(i)に基づく証券に投資をすることができるが、一種類または他種類にかかわらず、一社につき基金の資産の五%以下とし、すべての会社のものを合計したときには二〇%以下とする。

(四)(一)(j)に基づく資産の規定は大蔵大臣が(二)の第一段落または(三)に従い基金が遂行するよう規定することができる。』

[注 / 第三項の内容は省令五号で再改正されるため省令五号を参照]

(仏暦二五三四年一〇月八日の官報により告示)

仏暦二五三〇年〔西暦一九八七年〕厚生基金法に基づく省令五号(仏暦二五三八年〔西暦一九九五年〕)

仏暦二五三〇年厚生基金法第四条、第一三条、第一四条に基づく権限下に、大蔵大臣は以下の省令を発令する。

#### 第一項

仏暦二五三〇年〔西暦一九八七年〕厚生基金法に基づく省令四号(仏暦二五三二年〔西暦一九九一年〕)によって改訂増補された仏暦二五三〇年〔西暦一九八七年〕厚生基金法に基づく省令二号(仏暦二五三二年〔西暦一九九一年〕)の第一項における「投資ユニット」の規定を廃止し、以下の内容に代える。

『「投資ユニット(ヌアイ・ロントウン)」とは、証券・証券取引法に基づきミューチュアルファンド事業許可を取得した証券会社の投資プロジェクトの財産の一部で、ユニットに分けられ、しかも各ユニットは同額であるものを意味する。』

#### 第二項

仏暦二五三〇年〔西暦一九八七年〕厚生基金法に基づく省令四号(仏暦二五三二年〔西暦一九九一年〕)によって改訂増補された仏暦二五三〇年〔西暦一九八七年〕厚生基金法に基づく省令二号(仏暦二五三二年〔西暦一九九一年〕)の第一項の内容に、以下のように「生命保険会社(ポリサット・ブラカン・チウィット)」を加える。

『「生命保険会社(ポリサット・ブラカン・チウィット)」とは、生命保険法に基づく生命保険会社を意味する。』

### 第三項

仏暦二五三〇年〔西暦一九八七年〕厚生基金法に基づく省令二号(仏暦二五三二年〔西暦一九九一年〕)の第二項の内容を廃止し、以下の内容に代える。

#### 『第二項

厚生基金マネージャーは金融会社、ファンド・マネージメント事業の営業許可を得た証券会社、銀行、生命保険会社でなければならない。』

### 第四項

仏暦二五三〇年〔西暦一九八七年〕厚生基金法に基づく省令四号(仏暦二五三二年〔西暦一九九一年〕)により改訂増補された仏暦二五三〇年〔西暦一九八七年〕厚生基金法に基づく省令二号(仏暦二五三二年〔西暦一九九一年〕)の第三項の内容を廃止し、以下の内容に代える。

#### 『第三項

基金の資金運用は以下の原則、方法、条件に従う。

- (一) 厚生基金マネージャーは基金の資金をもって基金マネージャー自身の株式、社債、転換社債、またはワラントを購入することはできない。
- (二) 基金は以下の一つまたは複数に投資する、あるいは資産として保持する。
  - (a) 現金、銀行預金、または銀行発行の預金証書。
  - (b) 政府債、政府短期証券、タイ銀行債。
  - (c) 設置法案を持つ国営企業の有価証券。
  - (d) 大蔵省が元利保証した有価証券。
  - (e) 銀行が保証または裏書きした為替手形または約束手形。ただしその基金が先に裏書きしたものを除く。
  - (f) 銀行発行の有価証券。
  - (g) (c)を除く予算法に基づき国営企業が発行した有価証券、またはタイ産業金融公社、金融会社、クレジットフォンシエが発行した有価証券。
  - (h) 投資ユニット証券または投資ユニット購入権利書。
  - (i) 株式、社債、転換社債、ワラント。
  - (j) 証券取引等監視委員会事務局の承認を受けた格付け機関により格付けされた企業の有価証券。格付けは大蔵大臣が官報で告示した基準に従う。
  - (k) 金融会社が発行した預金証。
  - (l) 金融会社またはクレジットフォンシエが保証した、または裏書きした為替手形、約束手形。ただしその基金が先に裏書きしたものを除く。
  - (m) 中小工業融資保険公社または中小工業金融公社が発行した有価証券。

(n)大蔵大臣が官報で規定を告示したその他の資産。

(三)(二)(a)(b)(c)(d)(e)(f)または(j)に基づく投資あるいは資産保持は、一種類または他種類であっても合計で基金の資産の六〇%以下とする。ただし(j)に基づく投資は基金の資産の一〇%以下とする。

(二)(b)または(c)に基づく投資においては、一種類または他種類であっても、大蔵大臣が官報告示で基金の資産に占める比率を規定することができる。

(四)基金はある会社が発行した(二)(i)に基づく投資をすることができるが、一種類または他種類にかかわらず、一社につき基金の資産の五%以下とし、すべての会社のものを合計したときには二五%以下とする。

(五)(二)(n)に基づく資産の規定は大蔵大臣が(三)の第一段落または(四)に従い基金が遂行するよう規定することができる。

(六)基金は加入者である被雇用者に対して、被雇用者自身の住宅確保、あるいは被雇用者自身または家族の教育研修のため、積立金及びそれによる利得の中から貸し付けことができる。このとき貸付の原則、条件、方法は、大蔵大臣が定めるところに従う。』

#### 第五項

仏暦二五三〇年〔西暦一九八七年〕厚生基金法に基づく省令二号(仏暦二五三二年〔西暦一九九一年〕)の第四項の内容を廃止し、以下の内容に代える。

#### 『第四項

第三項に基づく証券の価格評価においては、投資額に加え、その証券を取得するためにブローカーに支払った手数料も含むものとする。』

#### 第六項

仏暦二五三〇年〔西暦一九八七年〕厚生基金法に基づく省令二号(仏暦二五三二年〔西暦一九九一年〕)の第五項の内容を廃止し、以下の内容に代える。

#### 『第五項

第三項(二)(b)(c)以外の上場証券の売買は、タイ証券取引所内で行う。』

#### 仏暦二五三〇年〔西暦一九八七年〕厚生基金法に基づく登記官任命に係る大蔵省布告

仏暦二五三〇年〔西暦一九八七年〕厚生基金法の第四条に基づく権限下に、大蔵大臣は、財政局長を仏暦二五三〇年〔西暦一九八七年〕厚生基金法に基づく厚生基金登記官に任命することを布告する。

(仏暦二五三一年(西暦一九八八年)二月一〇日の官報により告示)

仏暦二五三〇年[西暦一九八七年]厚生基金法に基づく係官任命に係る大蔵省布告

仏暦二五三〇年[西暦一九八七年]厚生基金法の第四条に基づく権限下に、大蔵大臣は、

一、 財政局長

二、 財政局副局長

三、 財政局金融・金融機関課の三級以上の一般文民公務員

を、仏暦二五三〇年[西暦一九八七年]厚生基金法に基づく係官に任命することを布告する。

この布告は告示日から施行する。

(仏暦二五三一年(西暦一九八八年)二月一〇日の官報により告示)